

川崎市認可地縁団体印鑑要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けたもの(以下「認可地縁団体」という。)に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明について、必要な事項を定めるものとする。

(登録資格等)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、登録を受けることができる認可地縁団体印鑑の数量は、1個に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が選任されているときは、代表者に代えて、これらの者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第59号)第46条第3項に規定する職務代行者
- (2) 地方自治法第260条の2第15項の規定により、読み替えられた民法第56条に規定する仮理事
- (3) 民法第57条に規定する特別代理人
- (4) 民法第74条に規定する清算人

(登録の申請)

第3条 前条に規定する者(以下「代表者等」という。)が認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするときは、登録を受けようとする印鑑を自ら持参して、市長に申請しなければならない。

(印鑑の制限)

第4条 市長は、前条の登録の申請に係る認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請書を受理しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で、印影の変形しやすいもの
- (2) 印影が不鮮明又は文字の判読が困難なもの
- (3) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(登録)

第5条 市長は、第3条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項の規定に基づき、作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに代表者等が川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)の規定により、登録を受けている個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)に係る印鑑登録原票の記載事

項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録の申請書に記載されている事項等について審査した上、登録するものとする。

2 市長は、前項の登録を行なう場合は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格（第2条に規定する登録資格のうち、いずれかを記載するものとする。）
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所
- (10) その他市長が必要と認める事項

（印鑑登録証明書の交付申請）

第6条 認可地縁団体の登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、市長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場合において、登録者は、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により、自ら申請しなければならない。

（印鑑登録証明書の交付）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写し及び第5条第2項第3号、第4号及び第6号から第8号までに規定する事項について記載し、証明したものを交付するものとする。

（登録事項の修正）

第8条 市長は、地方自治法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、認可地縁団体登録原票の登録事項のうち、変更に係るもの（認可地縁団体印鑑の登録抹消に係るものを除く。）が生じたときは、職権によりこれを修正する。

（登録廃止の申請）

第9条 登録者は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、自ら市長に申請しなければならない。

2 登録者は、登録されて認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに前項の申請をしなければならない。

（登録の抹消）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 前条の規定する登録の廃止申請を受理したとき
 - (2) 登録者の登録資格に変更が生じたとき
 - (3) 地方自治法第260条の2第15項の規定により準用する民法第68条(同条第1項第2項を除く。)の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき
 - (4) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められたとき
 - (5) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき
- 2 市長は、第1項第4号又は第5号の事由に該当して、登録を抹消したときは、当該登録者にその旨を通知するものとする。

(代理人による申請)

第11条 第3条、第7条及び第9条の規定に基づく申請は、地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている団体にあつては、当該申請について、委任の旨を証する書類を添えて代理人により行なうことができる。

(関係人に対する質問等)

第12条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明について必要があるときは、当該事務に従事する職員をして関係人に対して質問させ、又は書類の提示を求めさせることができる。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年11月6日から施行する。